

1. 国税・地方税

(1) 法人税

①法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25.77%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意しているものの、日本は未だに諸外国と比較して高い水準にあり、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD加盟国の平均（23.5%）程度まで引下げるよう求める。

②課税ベースの拡大について

コロナ禍の影響が残り経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は、行なうべきではない。

③中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については引き続き本則化することを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引上げを求める。

④交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和5年度末（令和6年3月末）に期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に延長あるいは恒久化の上、定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり5,000円以下）についても

消費税の拡大にも資することから、その範囲を社内交際費にも拡充するとともに、限度額を1人あたり10,000円以下に引き上げるべきである。

⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

⑥役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

⑦特定同族会社の留保金課税の廃止

財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

⑧生産等設備投資促進税制の復活

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業経営強化税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業投資促進税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末（令和6年3月）に期限を迎える。引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることが求め、特に中小企業者については50万円未満に拡大する等、設備投資促進の観点から取得価額の引上げ、ならびに取得

合計額の上限撤廃（年間300万円）を求める。

（2）所得税

所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、働き方の変革に資する課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に注目し、引き続き見直しを強く求める。

（3）資産税

①事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例は5年目を迎え、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され令和6年3月末までとなったが、コロナ禍による時間的な口スを勘案し、更に提出期限を1年延長し、適用期限については2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・ 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・ 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・ 取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

③相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1

人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引き上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

④相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。災害等により一定の被害を受けた場合による価値の減少に関わらず、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。

円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

(4) 消費税

①軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引き上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

制度導入にあたりコロナ禍の影響を受けた飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、今後の円滑な導入および運

営に向け、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）の周知の徹底、ならびに一定の条件の下に恒久化も検討すべきである。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、適格請求書等保存方式のスタートを前に中小企業者の中で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

（5）地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から土地の評価基準を地価公示価格の7割から6割に引き下げ、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②償却資産の固定資産税の課税廃止

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤個人住民税特別徴収事務の簡素化

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様

式の統一を図ることを求める。

⑥過度な地方法人課税の偏在是正の見直し

政府がすすめる自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが更に強化された。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、「受益と負担の関係」を逸脱しないよう強く求める。

2. 災害復興

(1) 支援体制の強化

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけではなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

(2) 復興特別所得税

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その使途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税が恒久化することがないよう求める。

3. その他

(1) 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いてきたが、ようやく普及に目途が付いたところとなった。

今後は、国民の納得と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の事務における利便性向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう求める。

(2) 創業企業にかかわる税制上の支援

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

ア 法人税の軽減

イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）

ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止

エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）

オ エンジェル税制の拡充

（3）印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

（4）新型コロナウイルス等感染症対策特別措置

新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症拡大防止にかかる国内投資については、製造設備に限らず広く投資対象を特定した上で、全額損金算入を認める特例措置を求める。

（5）大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つに、マルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。については、中小企業庁に配置された取引調査員（下請Gメン）に、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。

【事業報告付属明細書2】 令和5年度 単位会別会員数

会名	令和6年3月末 稼働法人数	総会員数（賛助会員等含む）		年度間増減数	加入率 （%） 令和6年 3月31日	（参考） 会員増強表彰 における 年度間増減数 （※ 表彰換算数値）
		令和5年 4月1日	令和6年 3月31日			
麴町	7,307	1,476	1,452	-24	19.9	-24.0
神田	15,726	3,315	3,266	-49	20.8	-49.0
日本橋	8,088	2,775	2,693	-82	33.3	-82.5
京橋	11,505	2,138	2,077	-61	18.1	-63.0
芝	12,256	2,882	2,830	-52	23.1	-54.5
四谷	12,180	1,620	1,577	-43	12.9	-42.5
麻布	10,494	1,816	1,822	6	17.4	-1.0
小石川	5,387	1,280	1,242	-38	23.1	-39.5
本郷	7,544	1,201	1,147	-54	15.2	-57.5
上野	7,867	2,687	2,652	-35	33.7	-34.0
浅草	6,979	2,035	2,044	9	29.3	6.5
品川	11,464	2,278	2,208	-70	19.3	-70.5
荏原	4,130	1,133	1,113	-20	26.9	-22.0
大森	7,766	1,440	1,390	-50	17.9	-49.5
雪谷	5,813	1,024	960	-64	16.5	-64.5
蒲田	8,771	2,716	2,717	1	31.0	-13.5
世田谷	11,171	1,448	1,457	9	13.0	-1.0
北沢	9,442	1,585	1,574	-11	16.7	-12.5
玉川	9,075	1,711	1,672	-39	18.4	-43.0
目黒	9,530	2,239	2,202	-37	23.1	-41.5
渋谷	30,023	5,602	5,523	-79	18.4	-77.5
新宿	19,025	2,752	2,746	-6	14.4	-3.5
中野	8,574	1,722	1,671	-51	19.5	-46.5
杉並	6,015	1,651	1,653	2	27.5	7.0
荻窪	2,590	1,860	1,898	38	73.3	28.5
板橋	13,123	4,187	4,134	-53	31.5	-55.5
練馬東	8,380	2,128	2,092	-36	25.0	-36.5
練馬西	6,709	1,657	1,628	-29	24.3	-60.5
豊島	16,450	3,096	3,116	20	18.9	17.0
王子	9,226	2,553	2,455	-98	26.6	-97.0
荒川	6,203	1,905	1,881	-24	30.3	-27.5
足立	8,274	2,451	2,422	-29	29.3	-30.0
西新井	7,108	5,325	5,264	-61	74.1	-61.0
本所	6,051	2,199	2,103	-96	34.8	-95.5
向島	3,378	1,096	1,076	-20	31.9	-13.0
葛飾	11,516	2,759	2,720	-39	23.6	-49.0
江戸川北	12,346	4,932	4,983	51	40.4	41.0
江戸川南	5,395	2,076	2,075	-1	38.5	-11.5
江東西	5,742	1,553	1,545	-8	26.9	-11.0
江東東	4,200	1,391	1,347	-44	32.1	-46.0
青梅	6,505	2,647	2,621	-26	40.3	-26.0
八王子	9,655	2,831	2,833	2	29.3	2.0
日野	3,961	1,658	1,632	-26	41.2	-24.0
町田	8,149	2,168	2,116	-52	26.0	-51.5
立川	9,905	3,447	3,397	-50	34.3	-45.0
東村山	11,812	2,565	2,549	-16	21.6	-24.0
武蔵野	10,117	2,702	2,616	-86	25.9	-45.5
武蔵府中	7,976	3,499	3,413	-86	42.8	-80.0
合計	440,903	113,211	111,604	-1,607	25.3	-1,681.0

※「正会員以外の個人会員」数を0.5社に換算した会員増減数